

東京高等裁判所令和8年（ラ許）第141号

申立人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 松本洋平

許可抗告申立理由書（追加）

令和8年3月25日

東京高等裁判所 御中

申立人代理人弁護士	福本修也
同	中山達樹
同	堀川敦
同	山地博貴

標記事件の許可抗告申立理由を追加する。

記

第1 審理不尽の違法（論理則・経験則違反、証拠裁判主義・自由心証主義違反）

原決定は、「信者らは、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような金額の献金や物品の販売を達成するよう、強い働きかけを受けたからこそ、本件確定判決で認定された社会通念上相当な範囲を逸脱する方法・態様による不相当献金等勧誘行為を行ったものと推認するのが合理的である」（45頁、「推論①」とし、その理由について、「抗告人が、文鮮明（その死後は韓鶴子）の方針を踏まえ、抗告人の本部組織や地方組織、あるいは、連絡協議会等を通じて、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金や物品の購入の勧誘を行うよう指示した」（46頁～47頁、「推論②」）からであるとす

る。さらに、原決定は、抗告人がそのような指示をした理由につき、「抗告人の献金収入を増大させるのみならず、韓国家庭連合の資金を含む文鮮明（その死後は韓鶴子）の活動資金を獲得する目的によるものでもあったと推認するのが相当である」（49頁、「推論③）」とした。そして、原決定は、「韓鶴子が、本件銃撃事件後もなお、抗告人に対し、抗告人の献金収入から韓国家庭連合の資金を含む自らの活動資金を抛出するよう強く要求する姿勢を維持していることが推認させる」（150頁、「推論④）」、「抗告人の幹部は、韓鶴子からの過度な活動資金の抛出の要求を拒絶する意思も能力も有していないことがうかがわせる」（151頁、「推論⑤）」などと推論し、上記推論①～推論⑤の結果、「抗告人が、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金や物品の購入の勧誘を行うよう求めた目的の一つは、韓国家庭連合の資金を含む文鮮明（その死後は韓鶴子）の活動資金を獲得し、その減少を防ぐことであったこと（上記第2の5(1)、上記第4の3(2))を考慮すれば、抗告人の幹部をめぐる上記事情は、今後、韓鶴子又はその後継者からの活動資金の抛出の要求が強くなれば、抗告人が、これを拒絶することができず、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあることを基礎づける事情であるといわざるを得ない。」（151頁～152頁）と断じた。

しかし、上記推論認定は、いずれも客観的な証拠や裏付けを伴わない不合理かつ恣意的な憶測に過ぎず、著しく不当である。

まず、推論②について、原決定がいう「社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標」とは、具体的に何を基準に、どのように判定したのかが明らかでない。そして、

なぜ、抗告人の各年度の予算額がそのような性格の数値目標であると断定できるのかについて、何らの根拠を示しておらず、**全てが裁判所の主観**である。抗告人の予算数値目標が「社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できない」か否かを客観的に判断することが果たして可能なかどうか疑問ではあるが、もし仮にそれを試みるとすれば、必ず考慮すべき重要な指標は、献金をする信徒の数とその年度毎の推移である。なぜなら、普段から献金する意思と信仰心を有する信徒の数（注：信仰心があっても献金しない信徒も相当数いる）が5万人なのか、10万人なのか、また、年度毎にどのように信徒の数が推移していたかによって、信徒1人当たりの献金額は大きく変わってくるからである。また、信徒の年齢構成、収入、財産等の属性も、当然に考慮しなければならない。なぜなら、信徒の年齢、収入、財産状況によって、献金資力が変わり得るからである。これら指標をきめ細かく分析した上でなければ、抗告人が決定した予算の数値目標が「社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できない」ような無理なものであるかどうかを判断することなどできるはずもない。しかし、原決定は、これらの指標やデータを調査・考慮した形跡が全くなく、単に、抗告人の予算額や献金収入等の金額の推移のみを根拠に、これらが「社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できない」金額であると決めつけたのであり、明らかに不当である。

原決定（95頁～97頁）が示す抗告人の献金収入、翌年度繰越金、現預金及び海外送金額の額をもとに作成した別紙「表」によれば、以下の事実が認められる。平成27年から令和4年の8年間の献金収入の増減と翌年度繰越金の増減を比較すると、献金収入の増減と翌年度繰越金の増減の関係は、前者が後者より少ないのは平成28年度のみで、それ以外の7年間は献金収入の増減額よりも翌年度繰越金の増加額が上回っ

ていることが分かる（特に、令和1年と令和4年は献金収入が前年度より減少しているにもかかわらず、翌年度繰越金は前年度より増加している。）。これは、献金収入の増加分が当該年度において支出されず、翌年度に繰り越されていることを意味している。そして、平成29年度以降、この翌年度繰越金額は毎年着実に積み上がっており、令和4年度末時点では平成27年度比で506億円増加し、現預金として抗告人内部に留保されていたことが分かる。これは、抗告人において、献金収入が増え、その増加分を海外送金に充てず、抗告人自身の現預金として内部留保し続けていたことを意味する。言い換えれば、抗告人は、韓国家庭連合から指示され、海外送金を増やすことを目的として予算を組んでいたわけでないことが、この数字から分かる。勿論、抗告人が内部留保を増やすために信徒に無理な献金をさせたことを示す事実も証拠もない。

上記は動かし得ぬ客観的な事実であり、原決定が上記推認したような「韓鶴子からの過度な活動資金の拠出の要求を拒絶する意思も能力も有していない抗告人の幹部が、韓鶴子または韓国家庭連合の要求にしたがって、海外送金額を増やすために、信者に対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて、信者らに対し、献金や物品の購入の勧誘を行うよう指示し、今後もそのおそれがある」とする認定は、**客観的な証拠と事実**に反する誤った**推論認定**であることが明らかである。このように、原決定の推認及び事実認定のプロセスは、客観的証拠の裏付けを伴わず、当然考慮すべき事実（信徒数、信徒の属性等）、実際に集まった献金使途（海外送金か内部留保か）の実際を無視し、客観的な数字から容易に読み取れる事実に反し、論理則及び経験則に明らかに反する違法な事実認定である（最高二小判平成5年4月23日民集169号37頁、最高三小判平成14年1月29日民集205号309頁等）。かかる客観的な証拠と矛盾す

る原決定の認定は、論理則と経験則に違反し、証拠裁判主義及び自由心証主義に反する審理不尽の違法が認められ、破棄を免れない。

以上